

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-6
生活保護の確保

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

地域福祉課長 三谷 耕司

電話番号

0852-22-5349

事務事業の名称	生活保護費の給付事業	
目的	(1) 対象	要保護（援護）者、被保護者
	(2) 意図	要保護世帯の安定と経済的自立が図られるようにする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行うとともに、その自立を支援する。 一方で、不正受給等、保護の要件を欠く者については、厳正に対応する。 このため、生活保護法事務監査や生活保護適正実施推進事業等を行い、生活保護の適正実施と実施水準の向上を図る。 	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	就労により自立した世帯の数（年間）	目標値		125.0	125.0	125.0	125.0	世帯
	式・定義	単年度における自立世帯の実数を用いる。	取組目標値						
			実績値	117.0	118.0	125.0			
			達成率	-	94.4	100.0	-	-	
2	指標名		目標値						
	式・定義		取組目標値						
			実績値						
			達成率	-	-	-	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	5,832	5,262
うち一般財源 (千円)	4,317	3,585

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

・生活保護の開始世帯数は、H21年1月以降急増したが、近年の推移はH23年度857世帯をピークに減少傾向にある。
H24：792世帯、H25：697世帯、H26：693世帯、H27：643世帯、H28：656世帯、H29：617世帯
・比較的的就労阻害要因が少ないと思われる稼働年齢層の方が含まれる「その他世帯」の世帯数・割合は、H20年度のリーマンショック以降急増していたが、近年はH25年度1152世帯（25.1%）をピークに減少している。
H25：1152世帯（25.1%）、H26：1,112世帯（23.9%）、H27：1,003世帯（21.4%）、H28：933世帯（20.1%）、H29：867世帯（18.8%）

6. 成果があったこと（改善されたこと）

・就労収入の増加により、生活保護から自立した世帯は、29年度は125世帯であり、目標値に達した。
・生活保護を受給した世帯のうち、「その他世帯」が占める割合は、近年減少傾向にあり、平成29年は18.8%と、8年ぶりに20%を割った。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

・H29年度に生活保護を受給した4624世帯のうち、「その他世帯」は867世帯（18.8%）を占め、減少傾向にあるものの、就労可能な方に対しては、引き続き、それぞれの世帯の状況を適切に把握した上で就労支援を行う必要がある。
・平成29年度における県内の生活保護受給者の就職定着率は、1か月後で70%、6か月後で57%と低調である（ひとり親家庭や生活困窮者では1か月後81%、6か月後74%）。

②困っている状況が発生している「原因」

・市町村福祉事務所における就労準備支援（長期未就労者等への日常生活習慣の改善等の支援）の取組が低調である。
・生活保護受給者が就職後、短期間で離職する原因は、職場での人間関係等についての不安によるものが多い。

③原因を解消するための「課題」

・県内の福祉事務所の半数は保護世帯が50世帯未満と小規模であり、就労準備支援の対象者はごく少数となるため、ノウハウが蓄積しにくい。
・就職により保護廃止となった世帯の中には、就職の継続のための支援を必要とする者も多い。福祉事務所からハローワークや生活困窮者自立相談支援機関への繋がりは行われているが、必要な支援を連続して確実に実施する状況には至っていない。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・各市町村福祉事務所における就労先の開拓や就労準備支援、就職後の定着支援等についての取組がより強化されるよう、県主催会議等において働きかけるとともに、県で好事例を収集し横展開する等の支援を行う。
・県内の労働部門と福祉部門の各関係機関が情報共有し、生活保護受給者等に対する就労支援に取り組むため、今後も、「島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を定期開催し、就職定着支援のための役割分担や、具体的かつ実効性ある支援のための体制づくりについて検討を行っていく。
・生活保護の適正実施が図られるよう、引き続き、全市町村に対する生活保護法事務監査を実施するとともに、研修開催等とおして市町村福祉事務所を支援する。